

新型コロナウイルスワクチン予防接種住所地外接種届について

新型コロナウイルスワクチン予防接種は、原則、住民票に登録されている住所地の自治体で受けていただくことになっていますが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している方などについて、接種を受ける機会を確保する観点から、住所地外接種の届け出を行っていただくことで、住民票所在地外での接種が可能になります。

要件に該当しない場合、住所地外接種届出済証の発行はできません。あらかじめご了承ください。

1, 2回目接種時に届け出を行っている場合でも、3回目接種を受ける場合は再度届け出をいただく必要があります。

◆住所地外接種届の提出が必要な方

- (1) 出産のために里帰りしている妊産婦
- (2) 単身赴任者
- (3) 遠隔地へ下宿している学生
- (4) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- (5) その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している者
- (6) その他区長が真に必要と認める者

◆住所地外接種届の提出を省略できる方

やむを得ない事情により届け出が困難である方は、届け出を省略することができます。具体的には以下のいずれかに該当する方です。

- (1) 入院・入所者
病院等に入院されている方や、高齢者施設等に入所されている方を指します。
- (2) 通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合の当該サービスの利用者
- (3) 基礎疾患を持つ者がかかりつけ医の下で接種する場合
基礎疾患の範囲についてはかかりつけ医の判断によります。かかりつけ医の先生が、基礎疾患があると判断される場合は住所地外接種届出済証なしで接種を受けていただくことができます。「予約がとれたから」という理由では届出済証は発行できません。
- (4) コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合
- (5) 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- (6) 葛飾区外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- (7) 災害による被害にあわれた方
- (8) 勾留又は留置されている方、受刑者

- (9) 国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける方
- (10) 職域接種を受ける方
- (11) その他葛飾区に対して住所地外接種の届け出を行うことが困難である方

◆東日本大震災における原子力発電所の事故による災害により避難されている方

住民票のある自治体で接種を受けることが困難であることから、1, 2 回目接種用の住所地外接種届出済証が避難元自治体から発行されます。

◆届出人について

届出ができるのは原則被接種者本人です。

本人以外の方が申請される場合は委任状をご提出ください。ただし、法定代理人（成年後見人、親権者、未成年後見人等）の方が届出される場合や、同一世帯の親族が本人の同意に基づき代理で届出される場合は委任状を省略することができます。（保佐人または補助人の方が届出される場合は、付与されている代理権の範囲に当該届出行為が含まれているかご確認いただいたうえでご申請ください。）

◆提出書類

(1) 住所地外接種届（新型コロナウイルス感染症）

(2) 本人確認書類（写し）

運転免許証や健康保険証など、「氏名」「住所」「生年月日」の3情報が記載されたものをご用意ください。健康保険証は住所が書いていないことがあるのでご注意ください。

(3) 住民票のある自治体から発行されている接種券（写し）

(4) 現住所がわかる書類（写し）

住居の賃貸借契約書、火災保険の証書などの写しをご提出ください。

(5) 委任状

届出人が本人または法定代理人の場合や、同一世帯の親族が本人の同意に基づき代理で届出をされる場合は提出不要です。

委任状は被接種者本人の直筆で記入いただく必要があります。

◆郵送届出先

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内
葛飾区 健康部 保健予防課 新型コロナ予防接種担当係

- ※1 提出いただいた内容をもとに、住所地外接種届出済証の発行の可否を判断します。提出いただいた場合でも発行できないことがあります。
- ※2 発行できない場合や、書類に不足・不備がある場合はご連絡いたします。
- ※3 手続きから発送までお時間がかかる場合がございます。

◆ 3 回目接種を受ける方へ

1, 2 回目接種時に届け出を行っている場合でも、3 回目接種を受ける場合は再度届出をいただく必要があります。

改めて内容を審査いたしますので、1, 2 回目の届出の内容にかかわらず、届出済証を発行できない場合があります。あらかじめご了承ください。

◆ 住所地外接種届出済証について

発行した届出済証をお持ちのうえ、接種会場で提示してください。

届出済証の原本は接種会場に提出せず、2 回目接種あるいは 3 回目接種が終わるまで保管してください。

接種会場で控えを取らせていただく場合がありますのでその際にご協力ください。

問合せ先

葛飾区新型コロナワクチン

コールセンター

電話：03-6625-7453

午前 9 時から午後 6 時まで

/毎日（土日祝日も受付）